

各都道府県
知事 殿

謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

沖縄県の事務遂行にあたり、平素から格別の御協力御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、沖縄県は、国の裁定的関与の見直しについて、去る7月に開催された全国知事会議において本県の考え方と必要性を説明し、全国知事会に有識者を含む研究会の設置を要望してまいりましたが、今般、全国知事会の地方分権推進特別委員会において議論が行われることとなり、今後の議論の深まりを期待しているところです。

沖縄県は、法定受託事務をこれまで適正に処理してまいりました。沖縄防衛局の普天間飛行場代替施設建設事業に関しましても、公有水面埋立法に基づく厳正な審査により責任を持って処分を行ったところですが、国の裁決によって一方的に取り消された上、令和4年12月の最高裁判所の判決において、現行の法制度の下では、都道府県が抗告訴訟により国の裁決の適法性を争うことは認められないとの判断が示されました。

国は、地方公共団体が自ら責任を持って行った処分を裁決で取り消すことができる一方で、地方公共団体には裁決の適法性について司法の判断を仰ぐ道が閉ざされている現行の法制度は、公平・公正なものと言えません。このことは、主権者たる国民・地域住民の声に応える責務を有する地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法に定める地方自治の本旨をも形骸化する極めて重大な問題を生じさせております。

この問題は、本県だけの問題ではなく、全ての都道府県知事が膨大な法定受託事務を適正に処理しておられる中で、都道府県と国の判断が異なった場合に起こりうる重大な問題であり、全国知事会と連携して、国に対して裁定的関与の見直しを求めることは、非常に重要な取組であると考えております。

そして今般、国は、沖縄防衛局の普天間飛行場代替施設建設事業に関し、沖縄防衛局の申請を承認せよとする代執行訴訟を提起し、本県の処分権限を奪う代執行にまで至ろうとしております。

憲法が定める地方自治の本旨や民主主義の理念を踏まえれば、地域住民の人権や福祉に影響を与える国の重要な政策課題は、国と地方公共団体との十分な対話なしには解決できず、まして、その課題が安全保障など全ての国民に関わる重要なものならば、国自ら積極的にその解決に向けて取り組むべきことは当然であります。また、地方公共団体の長が住民の明確な民意を尊重すべきことは、選挙によって負託を受けた者として当然の責務であります。

このたび、国から代執行訴訟を提起された本県の立場について、改めて都道府県知事の皆様にも御理解を賜りたく、去る10月30日、福岡高等裁判所那覇支部で開かれた口頭弁論において私が陳述した内容を書面にてお送りさせていただいた次第です。沖縄県からの情報の共有として、御高覧いただけますと幸いです。

沖縄県としましては、裁定的関与の見直しを含め、引き続き、憲法が定める地方自治の本旨や民主主義の理念の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

令和5年12月5日

沖縄県知事 玉城 康裕 (自筆)